

令和 5 (2023) 年 10 月 4 日

栃木県環境審議会 会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会水質部会

部会長 長尾 昌朋

委員 加賀 豊仁

委員 根本 義夫

委員 橋本 充代

専門委員 栗栖 太

専門委員 松井 宏之

専門委員 諸星 知広

栃木県環境審議会水質部会に付議された審議事項について（報告）

令和 5 (2023) 年 8 月 7 日付けで栃木県環境審議会から当部会に付議された事項について、調査審議した結果は下記のとおりです。

記

1 付議事項

- (1) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場に係る「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年栃木県条例第 6 号）」における排水基準及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）」第 2 条第 1 項第 7 号に規定する特定施設（汚水に係るもの）を設置する工場又は事業場に係る同条例第 5 条の規定に基づく排水基準の見直しについて
- (2) 栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 10 条第 1 項の規定による「栃木県環境基本計画」における「生活排水処理人口普及率」の目標値の見直しについて

2 調査審議経過

第 1 回 令和 5 (2023) 年 8 月 24 日 付議事項について調査審議

3 調査審議結果

- (1) 工場又は事業場の排水基準の見直しについては、別添 1 のとおりとすることが適当です。
- (2) 栃木県環境基本計画における目標値の見直しについては、別添 2 のとおりとすることが適当です。

栃木県環境審議会水質部会報告書
— 栃木県環境基本計画の目標値の見直しについて —

令和 5（2023）年 10 月

栃木県環境審議会水質部会

1 はじめに

県では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「栃木県環境基本計画」を策定し、水環境の保全の指標の一つに「生活排水処理人口普及率」を掲げ、下水道や浄化槽等の整備に取り組んでいる。

現行の目標値については、「栃木県生活排水処理構想」（以下「構想」という。）における目標値と同値としているが、今年3月に構想の見直しを行い、目標値を変更したことから「栃木県環境基本計画」の目標値についても整合性を図る必要があるため、県は、令和5年8月7日、「栃木県環境基本計画の目標値の見直し」について、栃木県環境審議会に諮問し、同日付けで当部会に付議された。

そこで、当部会は、栃木県環境基本計画における「生活排水処理人口普及率」の目標値の見直しについて調査審議を行った。

「栃木県環境基本計画」における「生活排水処理人口普及率」(※)

現 況		目 標	
令和元 (2019)	87.7%	令和7 (2025)	93.0%

※ 行政人口に対して生活排水処理施設（下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽等）を使用できる人口の割合

2 調査審議

(1) 栃木県生活排水処理構想

県は、下水道等施設の老朽化や人口減少等により財政状況がさらに厳しくなる中、より一層効果的で効率的に施設整備するため、構想を改定した。

この中で、「生活排水処理人口普及率」の目標値についても、以下の表のとおり、現況に合わせて見直しを行った。

【見直し概要】

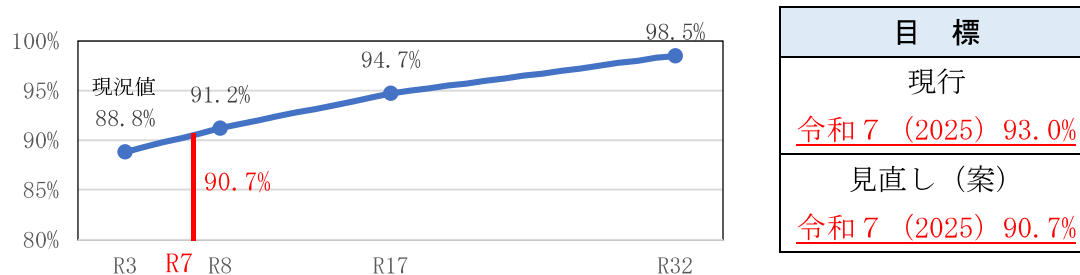
- ①既整備区域：効率的な改築・更新、運営管理手法を検討し、持続可能な運営を目指す
→集合処理施設（下水道、農業集落排水）の統廃合
- ②未整備区域：地域の実情、経済比較等を総合的に勘案し、整備手法を適正化し早期概成を目指す
→下水道未整備地域の計画区域の見直しを行い、一部個別処理（浄化槽）へ変更

	現 況	短期目標	中期目標	長期目標
旧構想 H28.3 策定	平成 26 (2014) 83.7%	令和 2 (2020) 88.8%	<u>令和 7</u> <u>(2025)</u> <u>93.0%</u>	令和 17 (2035) 98.0%
新構想 R5.3 策定	<u>令和 3</u> <u>(2021)</u> <u>88.8%</u>	<u>令和 8</u> <u>(2026)</u> <u>91.2%</u>	令和 17 (2035) 94.7%	令和 32 (2050) 98.5%

(2) 「栃木県環境基本計画」の目標値の見直し

ア 「生活排水処理人口普及率」の目標値の見直し

新たな目標値については、今後の施設整備計画等に特段の変更が無い限り、新構想における現況値（R3）と目標値（R8）の差を按分して設定することが適当である。



目 標	
現行	
令和7 (2025)	93.0%
見直し (案)	
令和7 (2025)	90.7%

生活排水処理人口普及率の目標値

イ 目標値の変更の影響

新構想によれば、令和3年度の「生活排水処理人口普及率」は88.8%であるが、この状況において、以下の表のとおり、県内河川のBOD（有機性汚濁の指標）の環境基準達成率は100%である。

このことから、今回の「生活排水処理人口普及率」に係る目標値の見直しは許容されると判断する。

表 河川におけるBOD環境基準達成状況（平成28年度～令和3年度）

水系	H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)	
	A/B	達成率 (%)	A/B	達成率 (%)	A/B	達成率 (%)	A/B	達成率 (%)	A/B	達成率 (%)	A/B	達成率 (%)
那珂川	15/15	100	15/15	100	15/15	100	15/15	100	15/15	100	15/15	100
鬼怒川 小貝川	20/20	100	20/20	100	19/20	95	20/20	100	20/20	100	20/20	100
渡良瀬川	30/30	100	30/30	100	29/30	97	28/30	93	30/30	100	30/30	100
計	65/65	100	65/65	100	63/65	97	63/65	97	65/65	100	65/65	100

※ 達成率（A/B）＝環境基準達成水域/類型指定水域

各環境基準点（渡良瀬川上流水域は補助点）において、BODの75%水質値が当該水域の環境基準に適合している場合を環境基準達成水域とした。

3 まとめ

「栃木県環境基本計画」における「生活排水処理人口普及率」の令和7年度目標値については、93.0%から90.7%に見直すことが適当である。

快適な生活環境づくりと良好な水環境保全のため、県・市町は「生活排水処理構想」に基づき、施設整備を進めている。

旧構想（H28年3月策定）では、国の方針に則り平成28年度から10年程度を中途に生活排水処理施設の概ね整備完了を目指すとともに既整備施設の統廃合を検討し、効率的な運営管理と計画的に事業を進めていくための構想とし、目標値を設定した。

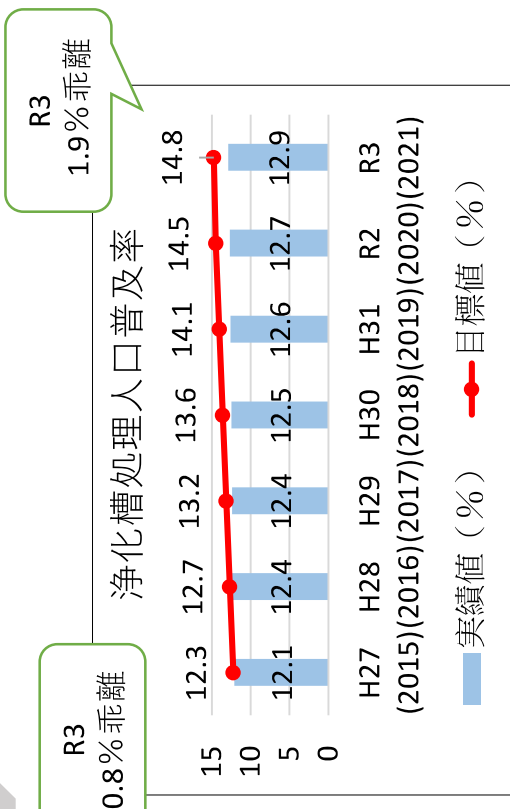
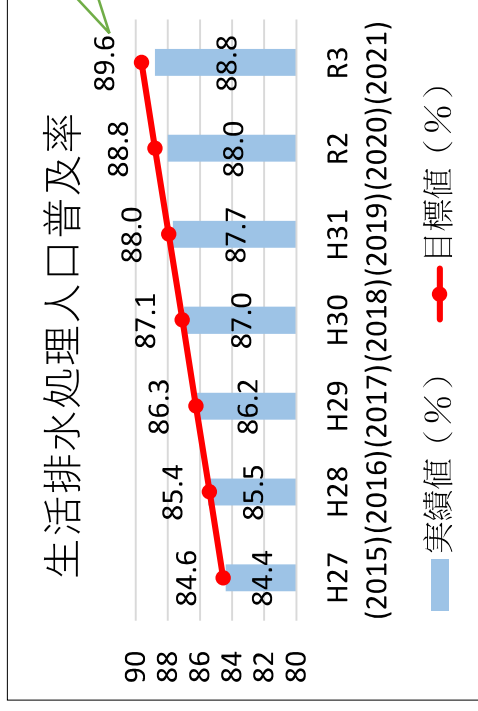
栃木県生活排水処理構想
～ 未来へつなぐとちぎの水 2023 ～



令和5（2023）年3月
栃木県

ところが、人口減少や施設の老朽化が顕著となり、また、浄化槽等の施設整備の伸び率の鈍化により旧構想の目標値と現況に乖離が生じていたため、軌道修正の必要性が生じた。

旧構想における目標値と実績値の比較



生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進するための構想

見直し概要

新構想（R5年3月策定）では、下水道等の施設の老朽化や人口減少が進む中、より効果的・効率的に整備するため、地域の実情にあった最適な生活排水処理施設の整備手法を見直した。

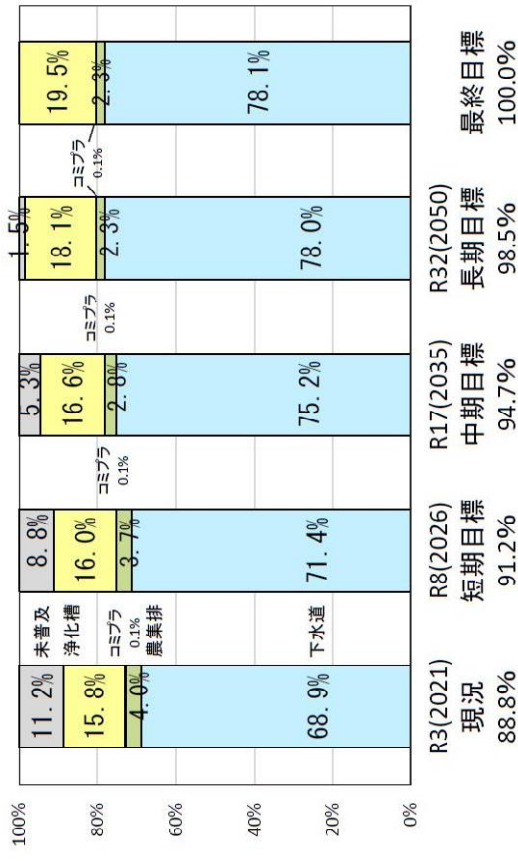
- ① 既整備区域：効果的な改築・更新、運営管理手法を検討し、持続可能な運営を目指す
→ 集合処理施設（下水道、農業集落排水）の統廃合
- ② 未整備区域：地域の実情、経済比較等を総合的に勘案し、整備手法を適正化し早期概成を目指す
→ 下水道未整備地域の計画区域の見直しを行い、一部個別処理（浄化槽）へ変更

生活排水処理人口普及率の目標値

	現況	短期目標	中期目標	長期目標
旧構想 H28.3策定	平成26 (2014) 83.7%	令和2 (2020) 88.8%	令和7 (2025) <u>93.0%</u>	令和17 (2035) 98.0%
新構想 R5.3策定	令和3 (2021) 88.8%	令和8 (2026) <u>91.2%</u>	令和17 (2035) 94.7%	令和32 (2050) 98.5%

旧構想では、令和7年度の中期目標を93.0%としていたところ、
新構想では、令和8年度を短期目標とし、目標値を91.2%と下方修正した。

新構想の普及目標



COMIPRA：コミュニティ・プラントの略称

旧「栃木県生活排水処理構想」計画期間におけるBOD環境基準の達成状況

県内の達成状況（BOD経年変化）

水系	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
	A達成率 (%) B達成率 (%)	A達成率 (%) B達成率 (%)	A達成率 (%) B達成率 (%)	A達成率 (%) B達成率 (%)	A達成率 (%) B達成率 (%)	A達成率 (%) B達成率 (%)
那珂川	15 / 100 15	15 / 100 15	15 / 100 15	15 / 100 15	15 / 100 15	15 / 100 15
鬼怒川	20 / 100 20	20 / 100 20	19 / 95 20	20 / 100 20	20 / 100 20	20 / 100 20
小貝川	30 / 100 30	30 / 100 30	29 / 97 30	28 / 93 30	30 / 100 30	30 / 100 30
渡良瀬川	65 / 100 65	65 / 100 65	63 / 97 65	63 / 97 65	65 / 100 65	65 / 100 65
計						

県内河川の環境基準達成率はR3年度100%
過去6年間で見ても達成率は95%以上

- (注) 1 達成率 (A/B) = 環境基準達成水域/類型指定水域
 2 各環境基準点 (渡良瀬川上流水域は補助点) において、BODの75%水質値が当該水域の環境基準に適合している場合は環境基準達成水域とした。
 3 押川は那珂川水系に、西仁連川は渡良瀬川水系に含む。

県内の浄化槽整備区域における達成状況（BOD経年変化）

水域名	地点名	基準値		H28	H29	H30	R1	R2	R3
		類型	基準値						
基準値超過検体数	神子内川	未流 (日光市)	AA	≦ 1 mg/L	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
	大芦川	赤石橋 (鹿沼市)	AA	≦ 1 mg/L	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
	鬼怒川	上平橋 (塩谷町)	A	≦ 2 mg/L	0/6	0/6	0/6	0/6	0/6
75%値	神子内川	未流 (日光市)	AA	≦ 1 mg/L	< 0.5	0.5	0.6	0.6	0.6
	大芦川	赤石橋 (鹿沼市)	AA	≦ 1 mg/L	< 0.5	0.5	0.8	0.6	0.6
	鬼怒川	上平橋 (塩谷町)	A	≦ 2 mg/L	1.0	0.7	0.7	0.8	0.7

浄化槽の整備区域において
は
過去6年間の環境基準達成率100%

(注) ※神子内川は令和3年5月にA類型からAA類型に格上げされた。

環保第 183 号
栃木県環境審議会

栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 10 条第 1 項の規定による「栃木県環境基本計画」における「生活排水処理人口普及率」の目標値を見直すに当たり、同条例第 10 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 5（2023）年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

諮 問 理 由 書

本県では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木県環境基本条例第 10 条第 1 項に基づき「栃木県環境基本計画」を策定し、水環境の保全の指標の一つに「生活排水処理人口普及率」を掲げ、下水道や浄化槽等の整備に取り組んでいるところです。

現行の目標値については、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進するための構想である「栃木県生活排水処理構想」の目標値と同値としております。

今般、人口減少や下水道など生活排水処理施設の老朽化等により財政状況がさらに厳しくなる中、既存施設の持続可能で安定した運営管理が求められていることから、地域の実情にあった最適な生活排水処理施設の整備手法を見直すため、本年 3 月に「栃木県生活排水処理構想」を改定しました。

こうしたことを踏まえ、同計画に掲げる「生活排水処理人口普及率」の目標値を見直すに当たり、同条例第 10 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。